

研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究 報告書 【概要版】

2021年3月31日

アライド・ブレインズ株式会社

1. 調査の概要

1.1. 調査の目的

- 「知的財産推進計画2019」において、「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期、中期）」として、研究目的の権利制限規定の在り方について検討することとされた。
- これを受けて令和元年度に「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施されたが、（ア）より広範・詳細な実態調査を行うことや、（イ）国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘されている。本調査では、今後の（ア）の調査研究や文化審議会著作権分科会法制度小委員会における具体的な制度設計等の検討に資するため、（イ）の点に関する調査研究を実施した。

1.2. 調査対象国

- アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、EU

1.3. 調査方法

- 文献調査及びメール等によるヒアリング

1. 調査の概要

1.4. 検討委員会

- 有識者による委員会を設置し、調査方針の策定、調査内容の検討、報告書内容の検討・承認を行った。委員会は契約期間中、以下の日程で計2回開催した。

(1) 名称：研究目的に係る著作物の利用に関する検討委員会

(2) 開催概要

回数	開催日	主な議題
第一回	2021年2月17日(水)	・実施方針、スケジュールの確認 ・調査項目・調査対象の承認
第二回	2021年3月22日(月)	・調査実施状況の報告 ・報告書案の確認・検討

1. 調査の概要

1.4. 検討委員会

(3) 委員一覧

	氏名	所属等
	生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
	井奈波 朋子	弁護士 龍村法律事務所
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
	太田 勝造	明治大学法学部教授
	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	龍村 全	弁護士 龍村法律事務所
	田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員長	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前田 哲男	弁護士 染井・前田・中川法律事務所

2.各国の著作権法における研究目的に係る著作物の利用に関する利用制限規定

2.1. アメリカ

項目	内容
権利制限の正当化根拠	著作権法第107条（フェア・ユース） 第108条 排他的権利の制限：図書館及び文書資料館による複製
著作物利用の目的	批評、論評、報道、報告、教育（教室内での使用のための多数の複製を含む）、学問、研究
対象とする「研究」の定義・範囲	商業的性質を有するか、非営利の教育目的であるかはフェアユースかどうかの判断の要素となる
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	抜粋による、著作物の潜在的な市場に対する影響が考慮される
著作物利用の態様	非営利の研究 非営利でない場合も、複製の目的等に応じてフェアユースと認められる場合がある
情報源の適法性	特に規定なし
権利者の利益保護との調整	フェアユースであるかどうかの判断において、著作物の潜在的な市場に対する影響が考慮される 例えば絶版書籍については、潜在的な市場への影響について低く見積もられ、フェアユースとされる場合もある
補償金制度	特に規定なし
規定の明確性・柔軟性のバランス	条文に著作物の使用量、使用目的に関する記述はなされておらず、フェアユースであるかどうか疑義がある場合は裁判によって判断する
権利制限規定に係るガイドラインの策定	フェアユースかどうかを判定するための具体的な規定はない

2.2. イギリス

項目	内容
権利制限の正当化根拠	第29条（非商業的研究及び私的学習）（フェアディーリング） 第29A条（非商業的研究のためのテキスト及びデータの解析のための複製）（フェアディーリング） 第30条（批評、評論、引用及び時事の報道）（フェアディーリング） 第42A条（非商業的な目的のための研究又は私的学習のための目的を有する利用者ための司書による複製）
著作物利用の目的	研究及び私的学習のための複製 非商業的研究のためのテキスト及びデータマイニング 引用 図書館における非商業的研究・私的学習目的のための司書による複製
対象とする「研究」の定義・範囲	非営利の研究・私的学習であること 研究・私的学習が実際に行われていること
対象著作物の種類	特に制限はない
著作物利用の範囲	研究及び私的学習：限定された抜粋 テキスト及びデータマイニング：著作物全体 引用：少量の利用 図書館における非商業研究・私的学習目的のための司書による複製：定期刊行物のいずれかの1つの号における1つの記事、その他のいずれかの発行された著作物における合理的な割合
著作物利用の態様	研究及び私的学習 テキスト及びデータマイニング 引用：少量の利用 図書館における非商業・私的学習目的のための司書による複製：非商業的研究・私的学習目的

2.2. イギリス（続き）

項目	内容
情報源の適法性	テキスト及びデータマイニングは、適法にアクセスする権利を有する著作物にかぎられる その他は、特に規定なし
権利者の利益保護との調整	利用範囲の上限を定めたり、非商業研究・私的学習目的であることの宣誓書を要求し たり、適法にアクセスする権利があることを条件にすることで、権利者の利益保護を図っ ている
補償金制度	特に規定なし イギリスの制限規定は、制限規定に該当する場合、著作権者への補償金は支払われ ないのが原則である
規定の明確性・柔軟性の バランス	上記の条項のうち、図書館における非商業研究・私的学習目的のための司書による複 製については、一応の分量が示されている。それ以外は、著作物の使用量は具体的に は示されていない。使用目的について、非商業目的・私的学習目的という定義以上の 具体的な内容は、条文上示されていない。フェアディーリングの判断は、判例法に従う。 フェアディーリングであるかどうか疑義がある場合は裁判によって判断する
権利制限規定に係るガイドライン の策定	著作権法の例外規定に関するガイダンスが公表されている

2.3. フランス

項目	内容
権利制限の正当化根拠	著作権法第122の5条(3)e、(10)
著作物利用の目的	教育及び研究の枠内での説明目的の複製、上演、演奏 公の研究の必要のためのテキスト及びデータマイニング
対象とする「研究」の定義・範囲	非営利の研究に言及される
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	特に規定なし
著作物利用の態様	第122-5条(3)eで以下のように規定されている。 専ら教育及び研究の枠内における説明を目的とするものであり、以下の要件を満たすことが求められる。 <ul style="list-style-type: none">・作者の名前及び出所が明示されること・説明相手の大多数がこの上演・演奏又はこの複製を必要とする教育、養成行為又は研究活動に直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される公衆を対象としていること・上記以外の部外者へのいずれの発行又は頒布の対象にもならないこと・いずれの商業的利用ももたらさないこと・第122の10条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償されること
情報源の適法性	適法な出所であることが求められる

2.3. フランス（続き）

項目	内容
権利者の利益保護との調整	著作者の名前及び出所が明示されること（著作者人格権の保障）、複製が、第122-10条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償されること（財産的権利）が規定されている。
補償金制度	第122-5条(3)(e)において、著作物の複製権は第122-10条に基づき集中管理機関に譲渡され、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償されることが規定されている。
規定の明確性・柔軟性のバランス	研究目的に係る権利制限についてはその使用方法が厳密に規定され、また、補償金についても規定されており、著作権者の権利保護を重視する法制度となっている。
権利制限規定に係るガイドラインの策定	フランス財務省の下に設置されているAPIEが「著作権、画像の権利：コンテンツを使用するための重要な手順」というガイドラインを発行している。ただし、内容については基本的なものであり、権利制限に該当するかどうかの判断基準等は示されていない。

2.4. ドイツ

項目	内容
権利制限の正当化根拠	第51条（引用） 第60c条（学術の研究） 第60d条（テキスト及びデータマイニング） 第60e条（4）（図書館が所蔵する著作物の非商業的な目的の研究のための複製、提供）
著作物利用の目的	引用、非商業的な学術・研究、テキスト及びデータマイニングについて権利制限が認められる
対象とする「研究」の定義・範囲	非商業的な研究
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	第60c条において、以下のように明示されている。 ・非商業的な学術の研究を目的とする場合：著作物の15パーセントを上限とする ・固有の学術の研究を目的とする橋：著作物の75パーセントを上限とする ・イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる
著作物利用の態様	複製、頒布、公衆提供が認められる。

2.4. ドイツ（続き）

項目	内容
情報源の適法性	特に規定なし
権利者の利益保護との調整	補償金制度、また、利用範囲の上限を定めることにより、権利者の利益保護を図っている。
補償金制度	第54条において、「著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、（中略）複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する」とされ、機器及び媒体からの補償金制度がある。
規定の明確性・柔軟性のバランス	権利制限となる利用に関し、利用可能割合が法の条文内で示されており、明確性が高いといえる。 また、権利制限に伴う補償金制度が定められており、著作権者と利用者のバランスをとった内容になっている。
権利制限規定に係るガイドラインの策定	連邦教育研究省による「学術研究における著作権-研究・教育・図書館の概要」において、詳しい利用方法について説明を行っている。

2.5. 韓国

項目	内容
権利制限の正当化根拠	第28条（公表された著作物の引用） 第31条（図書館等における複製等） 第35条の5（著作物の公正な利用）
著作物利用の目的	研究等のための引用、調査・研究を目的とする利用者の要求に応じた図書等の複製物の提供、著作物の公正利用（フェアユース）
対象とする「研究」の定義・範囲	フェアユースにおける「研究」の定義については、非営利であることが重要な要素となる。ただし、商業目的の場合でもフェアユースとなる場合があり、最終的には裁判によって判断される。
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	第35条5項で「使用された部分が著作物全体に占める割合とその重要性」によってフェアユースとなるかどうかの判断がなされることが規定されているが、現状はまだ判例等が蓄積されておらず、明確な定義はなされていない状況である。
著作物利用の態様	第35条5項で「その著作物の現在の市場又は価値や潜在的な市場や価値への影響」によってフェアユースとなるかどうかの判断がなされることが規定されているが、現状はまだ判例等が蓄積されておらず、明確な定義はなされていない状況である。
情報源の適法性	特に規定なし

2.5. 韓国（続き）

項目	内容
権利者の利益保護との調整	著作物の現在又は潜在的な市場価値に影響を与える場合はフェアユースに該当しないとみなされる可能性が高いと思われるため、権利者の利益保護に一定の配慮をしているといえる。
補償金制度	特に規定なし
規定の明確性・柔軟性のバランス	フェアユースに関しては条文中で明確な規定がないため、明確であるとは言えない。
権利制限規定に係るガイドラインの策定	2010年に「著作物の公正利用に関するガイドライン」が出されているが、現在は公開されていない。

2.6.EU

情報社会指令（欧州著作権指令）

2001年5月22日に、欧州委員会は「情報化社会における著作権並びに著作隣接権の調和に関する指令」（情報社会指令、2001/29/EC）を採択した。

本指令の第5条3項(a)において、加盟国が、授業又は学術研究を目的とする著作物の一定の利用について、第2条（複製権）及び第3条（公衆への伝達権・利用可能化権）のいずれか一方又は両方に権利制限規定を設定することを許容することを定めている。

本指令では「授業」と「学術研究」について具体的な定義は示されていないものの、前文42において、非営利の教育目的又は科学研究目的のための例外又は制限を適用する場合について、一定の考え方を示している。

デジタル単一市場における著作権指令

デジタル単一市場における著作権指令（DSM著作権指令）は、欧州連合（EU）加盟国に対する著作権指令であり、2019年4月17日に成立した。

DSM著作権指令では、著作物利用の例外規定を拡充し、また、著作者や実演家への公正な報酬の保障を通じたデジタル著作権市場の健全化等を規定している。第3条において、各国に対し、学術研究目的でのテキスト及びデータマイニングについて権利に対する例外又は権利制限の規定を設けることを要求している。

3. 各国における研究目的に係る著作物の利用実態及びライセンス環境等

3.1. アメリカ

アメリカにおける研究目的での著作物利用については、フェアユースとみなされ著作権処理が不要な場合もあるが、その適否はケースごとに判断されることから、教育機関や研究機関、研究に携わる民間企業等は集中管理団体から年間著作権ライセンスを受けるか、従量制の著作物利用許諾を得ることが一般的である。

言語の著作物に関しては、1978年に設立されたCCC（Copyright Clearance Center）が民間企業として集中管理を行っている。CCCが企業や教育・研究機関向けに提供しているライセンスは幅広い利用方法をカバーしており、研究目的の複製に限定したライセンス契約ではない。

Copyright Clearance Center (CCC)

著作権法第107条及び第108条の適用を受けない、印刷刊行物の複写に対応するサービスとして、1976年著作権法制定の審議過程の中で著作権集中処理機構の設立が議会によって勧告され、複写利用者、著作者、出版社などにより設立された。1978年1月1日の同法の施行と同時に業務を開始している。

3.2. イギリス

イギリスでは研究目的の著作物利用がフェアディーリングであれば無償で利用することが可能であるが、利用形態や利用範囲等については明示的に示されていないこともあり、高等教育機関や研究機関、研究を行う民間事業者等は、集中管理機関から包括ライセンスを取得していることが多い。

Copyright Licensing Agency (CLA)

高等教育機関向けのライセンスである「高等教育ライセンス（Higher Education Licence）」では、高等教育機関において印刷物やデジタル出版物からコンテンツをコピーして再利用するための年間包括的許可を提供している。ライセンス料は一人あたり7.51ポンド（海外キャンパスの学生については5.63ポンド）。

NLA Media Access

ジャーナリズムをサポートすることを主な目的とする、出版社が所有する権利ライセンス及び出版社サービス事業者。NLAが管理する著作物の教育機関における利用については、CLAが一括して契約・徴収を行っている。

3.3. フランス

フランスでは著作権法第122-10条で集中管理機関への複写複製権の譲渡が規定されており、CFCが文字の著作物に関する著作権の集中管理を行っている。また、図書館での貸し出しに対する補償金についてはSOFIAが集中管理を行っている。

複製機器の製造・輸入業者からの補償金は、COPIE FRANCEが集中管理機関として徴収・分配を行っている。

Centre Français d'exploitation du droit de Copie (CFC)

書籍及び出版物の印刷及びデジタル著作権を、著作者及び出版者のために集中管理する組織。複写複製権に関する報酬として、高等教育機関向けライセンス、プロフェッショナル向けの内部コピーライセンス、そしてセクター別ライセンスが該当する。

Société Française des Intérêts des Auteurs de l'écrit (SOFIA)

著作者及び出版者によって運営管理される、専ら書籍の分野に係るロイヤリティの回収及び分配を行う団体。

COPIE FRANCE

私的複製による報酬を回収し、同団体に集金権限を授権した会員組織に対して、当該報酬を分配する。ストレージ機能を持つ電子機器の製造業者や輸入業者から、法第122-5条(2)に定められた私的複製に対する補償金の徴収を行っている。ただし、高等教育機関や研究を行う企業に限定した徴収は行っていない。

3.4. ドイツ

ドイツでは権利制限に伴う報酬請求権が規定されており、この請求権は、言語の著作物についてVG WORTが、視覚的著作物についてVG BILD KUNSTが、そして音楽の著作物についてはVG Musikeditionが集中管理団体となっている。

VG WORT

文学作品の著者及び出版社を会員とし、言語の著作物に関する著作権の集中管理を行う非営利団体である。会員である権利者との契約により、委託された著作権の使用権及び報酬請求権を会員に代わって行使し、徴収した報酬を会員に分配している。

Verwertungsgesellschaft Bild - Kunst (VG BILD KUNST)

VG BILD KUNSTは視覚的芸術や画像、映像に関する著作権の集中管理団体。大学及び研究機関での教育及び研究の目的での著作権使用料の徴収を行っている。また、第54条に基づき、大学からハードウェア及びストレージメディアの賦課金を徴収している。

VG Musikedition - Verwertungsgesellschaft Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung (VG Musikedition)

音楽出版者、作曲家、作詞家、及び学術版及び初版の出版社を会員とする集中管理団体。教育分野では学校での複製 及び成人向け教育機関 向けのライセンス契約を提供しているが、研究目的での利用については特に規定されていない。

3.5. 韓国

社団法人韓国文学芸術著作権協会（KOLAA）

韓国ではKOLAAが言語の著作物に関する集中管理を行っている。2021年1月6日に協会名を「社団法人韓国複製伝送著作権協会（KORRA）」から「社団法人韓国文学芸術著作権協会（KOLAA）」に変更している。

協会が信託管理する著作物をコピーショップ、企業及び官公庁、研究機関などで運営されているコピー機を使用して著作物のコピーを利用しようとする者は、協会と著作物のコピー利用契約を締結しなければならないとされている。

3.6. 学術雑誌出版社

高等教育機関や公的研究機関等の非営利の研究機関や、営利目的で研究開発に携わる民間企業等では、研究のために学術論文を利用しており、多くの場合有償の電子ジャーナルを購読するために学術出版社と契約している。

民間の学術雑誌出版社は、エルゼビア、WILEY、Taylor & Francis Group、Springer Nature Groupなどがある。

学術雑誌出版社は、上位5社で全出版物の50～70%を占めており、電子ジャーナルのコストは物価上昇率よりもはるかに高い割合で増加してきた。このため、電子ジャーナルを利用する大学図書館等から強い批判を受けており、オープンアクセスの動きも強まっている。

オープンアクセスは、学術情報、あるいは査読済み学術雑誌に掲載された論文を、インターネットを通じて誰もが無料で閲覧可能な状態に置くことをいう。

オープンアクセスの動きを見て、学術雑誌出版社自身がオープンアクセスジャーナルを発行するようになっている。オープンアクセスジャーナルの場合は、ジャーナルの購読者に課金するのではなく、論文を掲載する研究者から投稿費用を得るなど、異なるビジネスモデルを採用している場合も多い。

4. 各国の制度及び運用状況に関する比較

4.1. 権利制限の対象となる研究者の属性又は利用目的

国	権利制限の対象となる利用者又は利用目的
アメリカ	第107条においてフェアユースであるかどうかの判断には「(1) 利用の目的、性質。そのような利用が商業的性質を有するか、非営利の教育目的によるものかといった点を含む」ことが示されており、研究が非営利目的であるかどうかは判断要素の一つとなるが、フェアユースとなるかどうかは、他の要素と合わせて総合的に判断される。
イギリス	第29条において研究及び私的学習について「非商業目的のための研究を目的とする著作物の公正利用」について権利制限の対象となることが示されており、非商業目的であることが求められる。非商業目的かどうかは、著作物の利用が著作物の元の市場に影響を与えるかどうか、また、利用する量が適切かどうかに基づいて判断される。
フランス	第122-5条(3)(e)において権利制限となる利用に関し、「この上演・演奏又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合」であることが示されており、非商業目的であることが求められる。
ドイツ	第60c条において「非商業的な学術の研究を目的とする場合」であることが示されており、非商業目的であることが求められる。
韓国	アメリカ著作権法におけるフェアユース規定と同様に、第35条の5(2)において「利用の目的と性質」によることが示されており、研究が非営利目的であるかどうかは判断要素の一つとなるが、フェアユースとなるかどうかは、他の要素と合わせて総合的に判断される。

4.2. 研究目的でのテキスト及びデータマイニングでの著作物の複製

國	権利制限の対象となる利用者又は利用目的
アメリカ	第テキスト及びデータマイニングでの複製に関して著作権法での直接的な言及はないが、フェアユースとなるかどうかは、他の要素と合わせて総合的に判断されることが判例によって示されている。
イギリス	第29A条(1)(a)においてテキスト及びデータの解析のための複製について「その著作物に適法にアクセスする者が、非商業的な目的による研究を唯一の目的として行う」とされており、非商業目的であることが求められる。非商業目的かどうかは、著作物の利用が著作物の元の市場に影響を与えるかどうか、また、利用する量が適切かどうかに基づいて判断される。
フランス	第122-5条(10)において「公の研究の必要のための～デジタルコピー又は複製。ただし、いずれの商業的目的も除く。」と示されており、非商業目的であることが求められる。
ドイツ	第60d条において「使用者は、非商業的な目的のみを追求することができる」と示されており、非商業目的であることが求められる。
韓国	アメリカ著作権法におけるフェアユース規定と同様に、第35条の5(2)において「利用の目的と性質」によることが示されており、研究が非営利目的であるかどうかは判断要素の一つとなるが、フェアユースとなるかどうかは、他の要素と合わせて総合的に判断される。

4.3. 図書館等での研究目的の複製

国	権利制限の対象となる利用者又は利用目的
アメリカ	第108条で図書館及び文書資料館による複製について、「図書館若しくは文書資料館又はこれらの一部である施設に関係する研究者のみならず、専門分野において研究を行う他の者にも、利用可能であること」であれば権利制限の対象となることが示されている。
イギリス	第42A条は、営利のために運営されていない図書館の司書が、非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求する者に対して、宣誓書の提出など一定の要件を満たす場合に、単一の複製物を作成し及び提供することを、無償の権利制限の対象としている。なお、この提供には、電子的な提供を含むことで運用されている。
フランス	第122-5条（8）において「保存を目的として行われる、又は個人による私的な研究若しくは調査を目的とした施設の敷地内での及び専用端末上での閲覧という環境を維持することが意図される、著作物の複製及びその上演・演奏」について権利制限の対象となることが示されている。 ただし、「いずれの経済的又は商業的利益も求めないことを条件とする」とされ、非商業的な目的であることが求められる。
ドイツ	第60e条において「構内のターミナルにおいて、その所蔵に係る著作物を、その使用者に対し、その調査又は私的研究のために、提供することができる」とされ、権利制限の対象となることが示されている。 ただし、図書館による複製は著作物の10%を上限とすることが規定されている。
韓国	第31条において「調査、研究を目的とする利用者の要求に応じて公表された図書等の一部の複製物を1人1部に限り提供する場合」は権利制限の対象となることが示されている。

4.4. 権利制限に伴う報酬請求権の有無

國	権利制限の対象となる利用者又は利用目的
アメリカ	報酬請求権に関する規定はない。
イギリス	報酬請求権に関する規定はない。
フランス	第122-5条(3)(e)において「一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る」と規定されており、権利制限に伴う報酬請求権が定められている。この報酬請求権は第122-10条で集中管理機関への譲渡が規定されている。
ドイツ	第54条において「著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する」とされ、複製機器及び記憶媒体の製造者に対する報酬請求権が認められている。 また、第54b条では販売者又は輸入者が、第54c条では複写機器の操作者が報酬支払の義務を負うことが示されている。
韓国	報酬請求権に関する規定はない。